明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令（**経済産業**五〇）　一

○電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**同**五一）　一

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**デジタル庁・法務**一）　二

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（**総務**一九五）　二

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一六七～一六九、一七一～一七三）　三

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一七〇）　三

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（**経済産業**一三一）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六一九、六二〇）　四

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**六二一）　四

○道路に関する件（**関東地方整備局**二〇三）　四

○道路に関する件（**九州地方整備局**七一、七二）　四

○道路に関する件（**北海道開発局**八六～九〇）　四

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　四

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○経済産業省令第五十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条第一項の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十日

経済産業大臣　萩生田光一

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令

電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後			
第８表　内部留保相当額管理表 年　月　日から 年　月　日まで			
項　目	金　額	備　考	
前期内部留保相当額（①）			
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②）			
還元額（③）			
インバランス等取引損失（④）			
最終保障供給取引損益（⑤）			
当期特定設備投資額（⑥）			
当期内部留保相当額（⑦＝①＋②－③＋④＋⑤－⑥）			

改正前			
第８表　内部留保相当額管理表 年　月　日から 年　月　日まで			
項　目	金　額	備　考	
前期内部留保相当額（①）			
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②）			
還元額（③）			
インバランス取引損失（④）			
最終保障供給取引損益（⑤）			
当期特定設備投資額（⑥）			
当期内部留保相当額（⑦＝①＋②－③＋④＋⑤－⑥）			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十一号

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十日

経済産業大臣　萩生田光一

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。